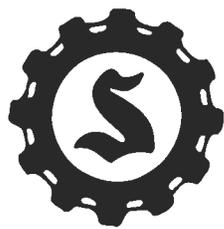


SHOKOH MIYAKO



商工みやこ

●発行/犀川町商工会・勝山町商工会・豊津町商工会

秋

平成18.10

No.79

これからの地域振興について



みやこ町長

白石 春夫

みやこ町各商工会の役員並びに会員の皆様におかれましては、平素から本町の商工業の振興発展に格別のご尽力を賜り、又、町政の推進に尽きましても、格別のご理解とご協力をいただいております事に対し、心より厚く御礼申し上げますと共に、深甚なる敬意を表する次第でございます。

さて、戦後60年余に亘り、我が国の社会経済は、先達の方々の弛まぬ努力により、全ての分野に於いて、世界に例を見ない発展を遂げて参りました。

しかし、昭和50年代半ばからの少子高齢化の進行は、我々の予想をはるかに超え、その後に来るバブル経済の崩壊は、長びく景気の低迷とデフレの進行を伴い、今日まで日本経済の発展を支えてきた民間活力さえも喪失させる程に厳しいものであります。

ここ数年、大企業を中心に景気は順調な回復を見せています

が、地域においては、景気回復の実感に乏しく、むしろ低迷感を強めているのが現状であります。又、我が国がこれまで取り組んできた少子高齢化対策や景気対策は期待する程の効果は現れず、むしろ、多くの企業が倒産と失業者の増加、国と地方の税収減等々、地方や中小企業に深刻な状況を醸し出して参りました。中でも失業率の増加は地域社会に及ぼす影響が大きく、その推移が心配される状況であります。

また、今後更に進行が確実に地域に重大な影響を及ぼし、その対応が急がれるのは、「少子高齢化社会」と「高度情報化社会」の到来であります。

少子高齢化は地域の中で将来的には人口減少を招き、経営基盤は勿論、生活基盤をも地域に依存している商工業者にとっては大変な問題であります。一方、高度情報化社会の到来はこれまででのビジネス形態を一変させるものであり、対応次第で

大きなビジネスチャンスとなり得る反面、対応が遅れば時流に流される危険性をはらんでおります。

行政としても、これからの超高齢化社会や高度情報化社会に対応できる自治体の構築は、他のすべての条件整備に優先して取り組まなければならない最重要課題であり、先送りできない問題となっております。

しかし、今、国、地方は共に大きな財政難であることはご承知の通りであります。

地方分権の推進、三位一体の改革、市町村合併等により、今後それぞれの自治体は、自らの責任と負担において行財政運営を行わなければならない。

自己責任、自己決定、独自性を基本に自らの力で行政運営を行う、そういう時代にすでに入っているのであります。

地域の商工業においても、時代にマッチした経営感覚や消費者ニーズに適切に応える経営姿勢が求められています。

少子高齢化の進展とともに、経営者の高齢化が進み、開業率率が逆転している今日、地域社会の機能としての商工業者の役割は一層重要なものとなっております。地域と、地域を基盤とした商工業者は運命共同体であると言われている様に、共に力を合わせて難局を乗り越えて行かなければなりません。

今、商工会員の皆さんと行政、みやこ町の住民のみならず全てが英知を結集し、「みやこ町」の将来に向けた「まちづくり」が重要です。住民の総意で出した結果であれば、それは必ず満足いくものであると信ずるものであります。

これまで、商工業の振興がその財源の一部を国や県に依存し、一面行政に頼ったものであったことは否定できない事実であります。

我が国の地域商工業の振興と発展は、地域の人々との深い絆の上に成り立っており、この関係はこれからも変わらないと信じております。

近年、どこかでこれらの事が欠落し、法外な利益追求や粗悪品の押しつけ、高齢者を狙った詐欺紛いの商行為により、お互いの信頼を無くしてしまった事は残念なことであります。

今後の商工業の振興対策は地域と一体となったものでなければなりません。行政、地域住民、商工業者がお互いに責任と信頼関係で結ばれ、強い絆で地域の将来を築いていくことに、行政として最善の努力をして参る所存でございます。

終わりに臨み、町内商工会の今後益々のご繁栄と会員の皆様方のご健勝を心からご祈念申し上げます。

さわいがわ

陳情成果ありATM営業時間延長

犀川町商工会は、犀川駅横に設置されているATM(現金自動預払機)の営業時間延長について要望、その結果7月24日より営業時間が延長されました。

これは、設置から今年で10年目となるATMの利便性向上と駅前商店街の活性化を図ることを目的に実施されたもので、去る6月5日に石橋会長より要望書が幹事銀行に渡されての今回の延長となりました。

営業時間の延長により、利用者数が2、3割は増えた様子、又、ATM利用者からはとても便利になって助かるとの声も寄せられました。

利便性の確保をはかることは地域活性化にとって不可欠、商工会としても引き続き地域の利便性向上を要望してまいります。

営業時間(新)

平日 9:00～19:00(2時間延長)
土日祝 9:00～17:00(新規)



便利になったATM

いつも応援ありがとう

青年部家族ふれあい事業

去る8月20日、青年部は家族ふれあいパーベキュー大会を実施しました。

これは、部員が日頃青年部活動を支えてくれる家族へのささやかな感謝と夏の思い出作りを目的に実施し、子供を含め総勢38名の参加がありました。

当日は汗が噴き出す暑さの中、部員みんなで会場準備を行い準備は万端。焼肉をみんなで囲んで、あちらこちらで笑い声を響かせていました。

また、青年部が企画したスィカ割り大会は大盛況。「右左」の掛け声で、スィカめが



力を込めて一刀



「楽しかったよ～」

けて竹刀をふる子供たちの姿がともかわいらしかったのが印象的でした。そして最後に恒例?のビンゴゲーム大会を参加者全員で楽しみ、過ぎ行く夏のひと時を過ごしました。

参加者からは大変好評だったこのイベント、きつと青年部活動への理解が一層深まったことは間違いありません。

真夏の歓喜こだまする

24時間スポーツ祭り

8月26日と27日の2日間に亘り開催された今年の24時間スポーツ祭り、青年部は今年もビンゴゲーム大会で祭りを大いに盛り上げました。

今年は例年以上に豪華景品を用意したせいか、番号をコールするたびに参加者の歓喜と落胆の声が夜のグラウンド一杯に響き渡っていました。



何が出るかな?

商品券事業会よりお知らせ

商品券事業会については、平成十年度からこれまで敬老祝金を中心に年間4百万円超が流通していましたが、今年度は行政合併の影響が敬老祝金予算が激減しています(今年度流通は昨年度の1割以下)。商品券事業会としては、当面は個人一般の取り扱い拡大を図るべく対応を検討しています。

なお、今後の商品券事業のあり方につきましては、現在実施されているみやこ町3商工会合併研究会の場でも検討される見込みです。

【重要】国保、住民税計算方法

みやこ町国民健康保険料

- A. 医療分
- ①所得割額 総所得金額*()円×税率(9.5)%=()円
*加入者それぞれ所得から基礎控除33万円を控除したあとの世帯の所得の合計金額
 - ②資産割額 固定資産税額()円×税率(25)%=()円
 - ③均等割額 加入者数()人×1人あたりの金額(26,000)円=()円
 - ④平等割額 1世帯あたりの金額(27,000)円
- 医療分の年間保険税額は①+②+③+④=()円……A
- B. 介護分(40歳～64歳の人のみが対象)
- ①所得割額 総所得金額()円×税率(1.5)%=()円
 - ②資産割額 固定資産税額()円×税率(5)%=()円
 - ③均等割額 加入者数()人×1人あたりの金額(7,000)円=()円
 - ④平等割額 1世帯あたりの金額(4,000)円
- 介護分の年間保険税額は①+②+③+④=()円……B
- 40歳～64歳の人がない世帯はA いる世帯はA+B

非課税範囲

- ①均等割・所得割がかからない人
 - 生活保護者 ○障害者、未成年者、寡婦(夫)者で前年中合計所得金額が125万円以下
- ②均等割がかからない人
 - 前年中所得金額≤28万円×家族数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+176,000円控除対象配偶者や扶養親族のいない人は176,000の加算なし円
- ③所得割がかからない人
 - 前年中所得金額≤35万円×家族数(本人+控除対象配偶者+扶養親族)+320,000円控除対象配偶者や扶養親族のいない人は35万円の加算なし円

平成18年度住民税額の多さの原因は

- ①高齢者控除廃止(48万円)
 - ②定率控除1/2(最大4万円→2万円)
- によるもので、年金280万円受給者例で税額2.5万円→5.4万円と倍以上です。
- 住民税アップは国保アップに直結しています。今後、定率控除の廃止・所得が120万円以下の高齢者に適用されていた住民税非課税限度額の完全廃止(H20年)がされます。

個人住民税

- A. 均等割 ①町民税……3,000円 県民税……1,000円
- B. 所得割

区分	町民税		県民税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
200万円以下の金額	3%	0円	2%	0円
200万円を超え700万円以下の金額	8%	100,000円	3%	70,000円
700万円を超える金額	10%	240,000円	3%	70,000円



夏季巡回夜警事業

青年部は、今年も夏季巡回夜警事業を実施、8月の6日間述べ49名を動員して町内25箇所の巡回を行いました。この事業は夏休み期間中の青少年の非行や

今年も出動インパルス勝山隊

街頭犯罪を目的に平成15年度から実施して今年で4年目。巡回隊名「インパルス勝山(しようざん)隊」は、出陣式終了後に巡回を開始、行橋警察署の勝山地区3駐在所とも連携してコンビニエンスストアや公園、小中学校など夜間人目が届きにくい25箇所を3班に別れ黄色のキャップとタスキを掛けて懐中電灯を手に見回りを行いました。

「自分達の手で地域の安全を守り、青少年の健全育成を目指したい」と部員一同は今後の活動を誓い合いました。

まつやま

みやこ町発足記念 第1回みやこ町夏まつり大盛況

去る8月21日(月)、サングレートみやこ前にて第1回みやこ町夏まつりが開催されました。前々日からの台風の影響が心配されましたが、昼過ぎには太陽も顔を出し、関係者一同ほっと胸を撫で下ろしていました。



勇壮な太鼓!!

今回は、みやこ町発足以来初めての慰霊祭と夏まつりでした。ステージでは、旧町を代表して勝山のかつやま太鼓・豊津の豊津太鼓の競演が繰り広げられました。盆踊りでは、勝山の下黒田盆踊り保存会と厚川盆踊り保存会による盆口説きで美声のどが披露された。盆踊り会場には、旧町の3種類の浴衣を着た女性を中心に盆踊りが披露された。しかし、旧町独特な盆口説きや踊りがあるのか踊りを途中でやめ回りを見回すグループもあつた。夏まつりであった。商工会星室市場では商工会員や青年部女性部が出席、過ぎ行く夏のひと時が響き渡っていました。

京築「神楽の里」フェスティバル協賛!

10月15日(日)に京築「神楽の里」フェスティバルがサングレートみやこで開催される。京築地区の8つの神楽と勝山太鼓が参加して、勇壮な舞・心躍らす囃子・そしてきらびやかな衣装で「伝統の舞」を披露する。外の広場では、京築特産品市場・青空市場として商工会員等の出店もあり、地域の特産や会員の取扱商品の販売もありイベントを盛り上げます。

国民生活金融公庫 「一日公庫」

11月6日(月)13時30分より国民生活金融公庫の融資担当者が各商工会に出向き、事業資金等をお申し込み及びご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

京築商工会広域協議会通信

京築商工会広域協議会で、事業主及び従業員技術の向上を目指します。

「玉掛技能講習」

吊り上げ荷重が1トン以上のクレーンや移動式クレーン等で玉掛作業を行う場合には、労働安全衛生法で「玉掛技能講習修了証」の所持が義務付けられているので、平成18年10月6日(金)から8日(日)の3日間、行橋市のサンワークゆくはしで豊前地区職業訓練協会と共催で開催します。

「小型移動式クレーン」技能講習

吊り上げ荷重が1トン以上5トン未満の積載型トラッククレーンで作業を行う場合には、労働安全衛生法で「小型移動式クレーン技能講習修了証」の所持が義務付けられているので、平成18年11月28日(火)から30日(木)の3日間、豊前市の豊前地域職業訓練センターで豊前地区職業訓練協会と共催で開催されます。



以上2講座とも、定員をオーバーして開催が決定していますが、折込の豊前地区職業訓練協会の「資格・技能取得講座案内」をご覧くださいと各種の資格取得講座が用意されていますので、貴企業の良い時期での受講をお勧めいたします。なお、建設業許可事業所で、受講従業員が雇用保険加入の場合には、助成金が受けられます。詳しくは、各商工会事務所か豊前地区職業訓練協会にお尋ね下さい。

「京築(夢挑戦)ーT講座」

創業・独立開業予定者、または創業して間もない方並びに後継者の方等を対象にIT講座を開催します。

開催日 10月24日(火)26日(木)

18時10分～21時10分

場所 豊前地区職業訓練協会
内容 マイクロソフト「ワード」を使ってのPOPやチラシの作成(ワードの実用講座)

定員 20名
受講料 1000円
締切り 9月29日(金)

この講座は、一般会員は受講できませんが、未定員の場合は枠がある可能性がありますので、商工会にお尋ね下さい。

10%のプレミア付 10月1日から商品券事業をはじめます!

9月8日に商品券事業加盟店の募集を締切り、現在10月1日からの商品券の販売、加盟店での取扱いに向けた準備を進めています。

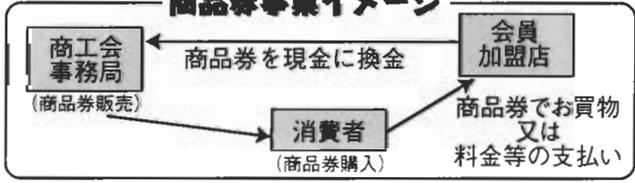
広報「みやこ」9月号に折込広告を入れ、みやこ町全戸に配布しておりますし、今後も消費者向けにあらゆる媒体を通じて広告宣伝をする予定です。

商品券2,200万円分が完売できて、加盟店の売上増につながる様に、組織をあげて頑張りましょう。

近々加盟店対象の説明会を開催しますが、商品券事業の概要は次のとおりです。

- ①商品券発行総額 2,200万円
- ②1人当購入限度額 3万円
- ③商品券販売開始 10月1日から商工会で
- ④有効期限 2008年1月31日
- ⑤換金 15日×20日払い・末日×翌月5日払い
商工会で換金します。

商品券事業イメージ



議に向けた、いわば地ならしの年となります。9月11日には、今年4月に合併した長崎県佐世保市北部商工会へ、先進地視察研修を予定しています。今後は合併研究委員会の動きに着いては、「商工みやこ」の紙面で報告致します。



18年度は平成18年度は合併に関する調査研究32項目について協議を行い、一応の方向性を決めることに主眼が置かれており、正式な合併協議

〔商工会に持参の方〕
納付額と納付期限を各商工会から通知しますので、期限厳守をお願い致します。

掲示板

- 所得税予定納税二期分 振替日 11月30日(木)
- 個人事業税二期分 納付期限 11月30日(木)
- 労働保険料三期分 納付期限 12月1日(金)
- 口座振替日 12月1日(金)

福岡県最低賃金改正のお知らせ

福岡県最低賃金が次のとおり改正されます。

1時間 652円
効力発生日 平成18年10月1日

平成18年度 最低賃金キャッチフレーズ
ねえみんな、この金額に目を留めて!
詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課 (TEL092-411-4578) 又は、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

みやこ町指定ゴミ袋の取扱いについて

みやこ町指定ゴミ袋取扱指定店の契約が完了し、10月1日から新しいゴミ袋の販売開始となりますが、移行期間は何かとトラブルが発生しやすいと思いますので、商工会からの指示については厳守をお願いします。

先日、すでに文書でお知らせしておりますが、再度ご確認を!

- ◎商工会から指定店への販売開始 9月20日(水)から
- ◎指定店から消費者への販売開始 10月1日(日)
- ◎旧ゴミ袋と新ゴミ袋の交換

文書開封のお願い

これから年末にかけて、パソコン講座、経営革新講座、その他会員さん向け各種研修会等のご案内の文書が届くと思いが、封書が届きましたら、その日の内に開封し、ご確認をお願い致します。締切期日以降、受付できないものもありますので、その内、連絡があるかどうかでは間に合わない事も...

10月2日(月)から10月5日(木)までの用紙に記載の上提出
◎新ゴミ袋お渡し日 10月19日(金)交換予定

みやこ町3商工会 合併研究委員会 スタート

8月7日、第一回みやこ町3商工会合併研究委員会が豊津町商工会で開催されました。委員会のメンバーは、豊津・勝山・犀川各商工会の正副会長・事務局長・経営指導員・県連合併支援室長・県連北九州支所長の15名。平成18年度は合併に関する調査研究32項目について協議を行い、一応の方向性を決めることに主眼が置かれており、正式な合併協議

ご存知ですか? 同族会社の役員報酬一部損金不算入!

平成18年4月1日以降に開始する事業年度から、実質1人会社の社長報酬のうち、給与所得控除分が損金算入できなくなるという18年度税制改正が行われました。

※下記の①②に該当する場合には、上記の適用を受けます。

- ①社長とその同族関係者で、発行株等の90%以上を保有。
- ②社長と常勤の同族関係者役員数が常勤役員数の半数を超える場合。

※但し、以下の場合はこの適用を受けません。

- ①会社の所得と社長報酬の合計額の直前3年以内の平均額が800万円以下である場合。
- ②①の平均額が年800万円超、3,000万円以下で社長報酬が占める割合が50%以下である場合。

適用を受ける会社は、かなりの増税となります。この改正と同時にこれまでと変わり「役員賞与」が条件を満たせば、損金算入可能(これは減税)となります。これらの他、交際費課税の軽減、少額減価償却資産の損金算入の特例の新たな制限等ありますので、顧問税理士との相談を十分行う必要があります。